

2019年度 DREAM WONDERLAND公式ファンクラブ 「IRODORI」 会員規約

第1条（名称）

本会の名称は「IRODORI」と称します。（以下「本クラブ」という）

第2条（運営・管理）

本クラブの運営・管理（入会の管理、会費の収受、会員特典の運用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社ATORIEが行います。

第3条（目的）

DREAM WONDERLANDを応援してくださっているみなさまとともに、本クラブはさまざまな活動を通じてDREAM WONDERLANDを積極的に応援することを目的とします。

第4条（会員）

本規約を承認の上、入会手続きを完了し、かつ会費の受領を確認した後に会員といたします。

第5条（入会手続）

入会申込書を提出の上、入会金と年会費の納入をもって正式加入となります。

第6条（入会費）

会員証発行等の手数料として、入会費 ￥500-（税込）を所定の方法で本クラブにお支払いください。なお、当該入会金は、入金後はいかなる理由があっても返金は致しかねます。

また、継続手続きをせず有効期限を迎えた場合など、会員資格失効後再入会するときは、改めて入会費をいただきます。

※ご入金には振込手数料がかかることがあります。手数料は会員の皆様ご自身のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

第7条（年会費）

スタンダード会員 ￥3,000-（税込）

プレミアム会員 ￥10,000-（税込）

※ご入金には振込手数料がかかることがあります。手数料は会員の皆様ご自身のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

第8条（有効期限と継続）

1 会員期間はファンクラブが入会を承認した日から次の4月30日までとします。

例）2019年5月20日入会承認の場合、2019年5月20日～2020年4月30日が有効期間となります。

2 会員を継続する場合は、ファンクラブが定めた方法に従い、会員有効期間内に年会費を納入します。

第9条（会員特典）

《スタンダード会員》

会員証の発行

DREAM WONDERLAND自主公演の先行予約

会員限定グッズ

《プレミアム会員》

会員証の発行

DREAM WONDERLAND自主公演の先行予約

会員限定グッズ

IRODORI新聞

※会員特典は随時変更する場合があります。

第10条（会員義務）

- 1 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
- 2 本クラブにて入手するチケットもしくはチケットに類する一切のものを第三者に転売しないこと。
- 3 個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
- 4 会員証・会員番号を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。
- 5 入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合、速やかにファンクラブへの申請を行うこと。会員が前項の届け出を怠った場合により発生するファンクラブからの告知不到達に関しては、ファンクラブは一切責任を負いません。
- 6 公演、イベントの座席につきましては、ご希望に沿えない場合もございます。座席等につきましての苦情はお受けできませんのでご了承ください。

第11条（改定）

本規約の追加、変更は本クラブが行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知するものといたします。

第12条（退会）

入会契約期間満了までに、会員が契約更新の手続きをしない限り、当該会員は退会したものとします。

また、会員が会員規約に反する行為を行った場合、あるいはファンクラブに対して著しく損害を与えるとファンクラブが判断した場合、会員の資格を一時停止または剥奪できるものとします。

会員からによる途中退会の場合、いかなる理由においても会費の返却はいたしません。

第13条（個人情報）

ファンクラブは、会員の個人情報を、サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。

第14条（サービスの中断）

天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可抗力な理由により、一時サービスの提供が中断される場合があります。その場合速やかに復旧に努めますが、それによって発生する損害に対してファンクラブは一切責任を負いません。

第15条（本会の解散）

本会は、DREAM WONDERLANDの活動状況、およびファンクラブにその活動を継続しがたい事情が生じた時は解散いたします。ただしこの場合、ファンクラブは会員に連絡の上、解散月の翌月以降の会員期間に応じて会費を返却いたします。

第16条（附 則）

本規約は2019年5月1日より施行する。